

平成28年（ワ）第758号 大垣警察市民監視国家賠償請求事件

原告；三輪唯夫外3名

被告；岐阜県

原告第4準備書面

岐阜地方裁判所 御中

(民事第2部合議係)

2018年4月2日

上記原告ら訴訟代理人

弁護士 山田 秀 樹

(以下、代理人氏名省略)

《目次》

- 1 本準備書面の趣旨
- 2 京都府学連事件判決（最高裁（大法廷）昭和44年12月24日判決）
- 3 江沢民国家主席早稲田大学講演事件判決（最高裁（第2小法廷）平成15年9月12日判決）
- 4 住基ネット訴訟判決（最高裁（第1小法廷）平成20年3月6日判決）
- 5 まとめ

1 本準備書面の趣旨

原告らには、警察（公権力）によって個人に関する情報（個人情報）をみだりに収集、保存、利用（開示・公表）されない自由がプライバシーとして憲法13条によって保障されるべきであって、このことは最高裁判例からも肯定することができる。

このような意味におけるプライバシー侵害が争点となった事件に関しては、判例が集積され、最高裁において、その保障される範囲や程度、他の利益との衡量のあり方などの分析、検討がなされてきている。このことを踏まえ、以下では、個人に関する情報がみだりに収集等されない自由が保障されることを肯定した主要な最高裁判決を順に紹介し、本件の原告らもまた保障の対象となるべきことを述べる。

2 京都府学連事件判決（最高裁（大法廷）昭和44年12月24日判決）

（1）判決の分析

最高裁は、「憲法一三条は、『すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。』と規定しているのであつて、これは、国民の私生活上の自由が、警察権等の国家権力の行使に対しても保護されるべきことを規定しているものということができる。そして、個人の私生活上の自由の一つとして、何人も、その承諾なしに、みだりにその容ぼう・姿態（以下「容ぼう等」という。）を撮影されない自由を有するものというべきである。（改行）これを肖像権と称するかどうかは別として、少なくとも、警察官が、正当な理由もないのに、個人の容ぼう等を撮影することは、憲法一三条の趣旨に反し、許されないものといわなければならない。」と判示した（下線は引用者による。以下同じ。）。

本判決において注目すべき点は以下の2点である。すなわち、第1に、本

判決は、「容ぼう・姿態」（容ぼう等）という、一般人が社会生活において通常隠し立てすることなく他人に見せている、あるいは見せざるを得ない個人の外観に関する情報を収集されない自由が、憲法13条のもとで保護されるとしていることである。当該事案では、デモ行進の参加者という積極的に自らの存在を公衆にアピールしている人物の容ぼう等であっても、これを正当な理由もなく第三者が撮影することは違法であるとした。ここで最高裁が違法としているのは、一過性の行為として目視することではなく、撮影することである。両者の決定的な違いは、記録として正確に保存することができるか否かである。目視した記憶は目視した者の記憶の中にあるだけなので、それを正確に記録し保存し他者と共有することはできない。これに対して、撮影された映像は撮影したままの状況を記録保存できるので、後日、本人が知らないところで、いつでも自由に利用することができる。このような意味で、容ぼう等の撮影には個人の私生活上の自由に対する脅威が存するという問題を、最高裁は明確に意識している。本判決の担当調査官も「警察官に行動を看視され写真まで撮影されるということになるとこれは軽視できない」と解説しているところである（最高裁判所判例解説刑事篇昭和44年度の調査官解説494頁）。この点は、原告第3準備書面でも言及したところである。

したがって、本判決は、単に情報の「収集」という情報取得の瞬間のみを切り取って保障の対象としたということだけではなく、収集の後に続く情報の「保存」がみだりになされないことについても、保障の対象となるべきことを示したものと評価できる。

第2に、本判決は、デモ行進している人たちの仲間が記念に相互に撮影したり、マスコミが報道のために撮影したりすることと区別して、対「警察権」との関係で、肖像権が保護されるべきことを明らかにしている。警察の業務は誰彼問わず監視し逮捕することではない。犯罪の被疑者や、市民社会にとって特に有害と目されるべき人についてのみ、市民社会の治安のために

個人情報収集することができる権限を有するのであって、警察の職にある者が自ら職務上必要だと判断しさえすれば自由に収集（撮影）できるわけではなく、憲法上の制約があるというのが最高裁の考え方である。

しかも、本判決では、当該写真撮影行為の適法性の判断枠組みとして、現行犯人的状況、証拠保全の必要性、緊急性、及び撮影態様の相当性を要するという厳格な基準が採用されており、警察による個人情報の（保存を含む）収集を容易には正当化しない姿勢を示している。

（２）本件との関係

本判決の趣旨は、警察による個人情報一般の収集、保存に妥当するものということができる。したがって、原告らには、警察によって個人情報を収集、保存されない自由が保障されるというべきである。

また、本判決から約50年前経った今日では、生活のあらゆる場面でデジタル情報化が進み、デジタル情報として個人情報を収集することがだれにでも安価にできるようになった。膨大なデータの保管に場所を取らず、検索、分析も容易になり、他者との情報共有も簡単になり、情報を世界に拡散させることもできるようになった。デジタルカメラや監視カメラの普及は、撮影記録データを検索することで、特定の人がいつどこで何をしていたかを確認することが技術的に容易にできる社会を実現している。

そのような時代において、公権力である警察が、客観的な基準もないまま、独自の判断で選んだ人たち（対象者）について、無制限に情報収集を行い、これを集積し、公にされない利用目的のために勝手に利用できるという状況は、プライバシー侵害性が極めて高いと言わざるを得ない。

警察が、具体的な法規範もなく、「公共安全と秩序の維持」の名目で、情報収集等を無限定に行うことに対して、逸脱した個人情報の収集を事前に防止し、事後に抹消させることはほとんど不可能である。その意味で、本判決の提起した問題は、現在において問題の深刻さを著しく増しているといえる。

3 江沢民国家主席早稲田大学講演事件判決（最高裁（第2小法廷）平成15年9月12日判決）

（1）判決の分析

本判決は、「学籍番号、氏名、住所及び電話番号は、・・・秘匿されるべき必要性が必ずしも高いものではない」「本件講演会に参加を申し込んだ学生であることも同断である」、しかし「このような個人情報についても、本人が、自己が欲しない他者にはみだりにこれを開示されたくないと考えることは自然なことであり、そのことへの期待は保護されるべきものであるから、本件個人情報、上告人らのプライバシーに係る情報として法的保護の対象となるというべきである」、「このようなプライバシーに係る情報は、取扱い方によっては、個人の人格的な権利利益を損なうおそれのあるものであるから、慎重に取り扱われる必要がある」、「上告人らに無断で本件個人情報を警察に開示した同大学の行為は、上告人らが任意に提供したプライバシーに係る情報の適切な管理についての合理的な期待を裏切るものであり、上告人らのプライバシーを侵害するものとして不法行為を構成するというべきである」と判示した。

本判決が、氏名、住所などといった、従来、秘匿性が低いと評価されがちな個人情報であっても、プライバシーとして保護の対象になることを明言していることは、積極的に評価されるべきである。

もともと、DV被害者やストーカー事件の被害者などにとっては、加害者に被害者の住所を知られることは生命に関わる重大な問題であり、電話番号を知られることは無言電話や嫌がらせ電話が延々と繰り返されるきっかけになる重大な問題である。デジタル社会にあっては、個人識別情報（例えば、マイナンバーなど）こそ、特定の個人に関する情報にアクセスする決定的な情報であり、秘匿性が高いというべきである。

そして本判決が、当該個人を基準として、個人情報を提供したくない相手にこれを開示されないことへの期待が保護に値すると述べたことは、プライバシーの権利を自己情報コントロール権としても保護するものとも理解できる。同判決の担当調査官も、「プライバシーの権利の概念については、・・・『自己情報コントロール権』に近い内容のものも加わってきている」（最高裁判所判例解説刑事篇平成15度の調査官解説486頁）と説明するところである。つまり、プライバシー情報の取り扱いに関する合理的な期待が裏切られた場合は、具体的な実害などが発生せずとも不法行為が成立し、損害賠償請求の対象となりうることを肯定した判決であるといえる。現に、差戻審（東京高等裁判所平成16年3月23日判決・判例時報1855号104頁）では、特段の実害の発生を認めずとも、損害賠償請求が認容されている。

なお、本判決の事案では、警察が、講演会に参加する学生らの氏名等の個人識別情報を収集したのであるが、大学側の情報提供が違法であることは、警察による情報収集の違法性を肯定する根拠となりうるであろう。

（2）本件との関係

本判決は、少なくとも警察に、個人情報入手されたくないを期待することは合理的であり、憲法上の保護の対象となるべきである旨を述べた。

警察が中華人民共和国国家主席の講演会に出席を申し込んだ学生の氏名等を収集しようとしたのは、そのような講演会に参加する学生について警察として一定の評価をしているということであり、そのような学生についてすでに個人情報を収集していたか、あるいはこれを機会に収集を始めようとしていたことを窺わせる。これはまさしく個人の行動の日常監視に繋がる可能性がある情報収集であり、ひいては個人の思想信条を推知させうる情報の収集である。これを不安に思い、警察に個人情報が渡ってほしくないと思うのはもっともなことである。

本件の原告らが、警察に個人情報入手されたくない、警察に情報を保存

されたくないと欲することは当然であり、そのことへの期待は保護されるべきである。

(3) 判決が示唆するもの

上記判例解説では、「開示先は警察機関であってそれ以上の伝播の可能性がない（同491頁）と説明しているが、このような認識ないし理解は誤りである。警察組織に入った個人情報その後どのように利用され、あるいはいつどのような目的で第三者提供されるかは全く不明なのであるから、このような指摘はできない。本件事案についてみれば、警察は、自ら収集した原告らに関する個人情報を、原告らに無断で、シーテック社に意識的に提供しており（しかも、不正確な内容で）、積極的に伝播しているのである。当時の最高裁調査官が思いもつかないような個人情報の利用（第三者提供）が実際には日常的に行われているのである。こうした実態は、警察による個人情報の収集等に厳格な司法的統制を及ぼす必要があることを示している。

4 住基ネット訴訟判決（最高裁（第1小法廷）平成20年3月6日判決）

(1) 判決の分析

本判決は、「憲法13条は、国民の私生活上の自由が公権力の行使に対しても保護されるべきことを規定しているものであり、個人の私生活上の自由の一つとして、何人も、個人に関する情報をみだりに第三者に開示又は公表されない自由を有するものと解される」と判示し、上記京都府学連事件判決を引用する。個人情報の内容、性質を問わず、また開示・公表の態様を問わず、公権力との関係で、個人に関する情報をみだりに開示又は公表されない自由一般が保障の対象となることを明らかにした判決である。

さらに、京都府学連事件判決は、警察権との関係で、正当な理由もなく個人の容ぼう等を撮影して収集、保存されない自由が保障されることを示した判例であることについては、前述のとおりである。本判決（住基ネット訴訟

判決)は、京都府学連事件判決を引用することにより、警察権をはじめとする公権力により個人情報をみだりに収集、保存されない自由一般もまた、憲法13条により保障されるべきであり、京都府学連事件判決はその趣旨を射程に含む判例であるとの理解を示しているのである。

したがって、本判決は、警察権などの公権力により個人情報をみだりに収集、保存、利用(開示ないし公表)されない自由一般が、憲法13条により保障されるべきことを示した判例であるといえる。^[s1]

なお、本判決は、「氏名、生年月日、性別及び住所から成る4情報に、住民票コード及び変更情報を加えたもの」という個人情報を開示・公表されないことが上記自由の保障に含まれることを前提としつつ、結論としては、これら個人情報が住基ネットで管理されることについての権利侵害性を否定した。その根拠として、「秘匿性の高い情報とはいえない」、「住基ネットが導入される以前から、・・・各市町村において管理、利用等されるとともに、法令に基づき必要に応じて他の行政機関等に提供され、その事務処理に利用されてきたものである」、「システム上の欠陥等により外部から不当にアクセスされるなどして本人確認情報が容易に漏えいする具体的な危険はない」、「本人確認情報の目的外利用又は本人確認情報に関する秘密の漏えい等は、懲戒処分又は刑罰をもって禁止されている」、「適切な取扱いを担保するための制度的措置を講じている」ことなどが挙げられている。

(2) 本件との関係

本判決について前述したところから、本件の原告らにも、公権力である警察により個人情報をみだりに収集、保存、及び利用(開示・公表)されない自由一般が保障されるべきである。

また、本判決は、行政機関が個人情報を保管する場合、たとえそれ自体として秘匿性が低いとされるものであっても、そうした個人情報の取扱いの適正や保守の法的な仕組みが確保されていることが必要なのであることを示し

た。目的外利用等の濫用的な取り扱いを防止する法的な担保が具体的に法定されていない状態で、行政機関が個人情報を取り扱うことは、それ自体で権利侵害的なのである。

本件で問題となる公安警察による個人情報の収集にあつては、どのような場合にだれのどのような個人情報を収集し、どのように利用し、どのような条件になったとき廃棄（抹消）するかが何ら法定されていないし、罰則規定による禁止もなされていないのであるから、原告らの個人情報を保存することはもちろん、そのような状況で収集すること自体が権利侵害に当たるといふべきである。

5 まとめ

以上に紹介した3つの最高裁判決から、本件原告らには、警察によって、個人情報をみだりに収集、保存、利用され、第三者に提供されない自由が、憲法13条によって保障されるべきものであることは明らかである。秘匿性の低い情報であるとか、目に見える形での実害が生じていないことなどは、権利侵害を否定する理由にはならない。

そして、情報収集等の正当性（その法的根拠及び必要性ないし相当性）が認められない限り、警察の行為の違法性は阻却されることがなく、権利侵害が認められるべきである。その際の考慮要素として、警察による情報収集等による個人情報の取り扱いの適性を確保するような法的な仕組みが何ら存在しないことは、権利侵害を肯定する積極的事由として考慮されるべきである。

以上